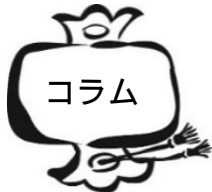




ハグマンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



コラム

年頭のご挨拶

P1

遅ればせながらですが、新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

今年は元旦から能登半島を中心とした大きな地震災害、そして翌2日には大規模な航空機事故と、残念ながら不穏なスタートとなってしまいました。不幸にして亡くなられた方々、また被災された方々には謹んでお悔やみを申し上げます。

さて、1月11日の東京株式市場では日経平均株価の終値が35,000円を超え、34年ぶりの高値を付けたと話題になってますが、我々中小企業はそのまま喜んでいいものかどうか、「失われた30年」を取り戻した感覚にはなかなか程遠いものではないでしょうか。

年頭の中小企業庁長官の挨拶では、日本の雇用の7割、付加価値の5割以上を占める中小企業・小規模事業者の皆様を起点として、投資、イノベーション、所得向上の3つの好循環を起こし、我が国の経済を成長軌道に乗せていきますと述べられたそうです。そして、特に持続的な成長・賃上げを実現するためには、「価格転嫁の強力な推進」「生産性向上」「省力化投資」の3つが肝要とのことでした。国の施策も、コロナ禍という「非常事態」からの生き残りを応援する事業再構築補助金等の施策から、高い収益力や強みを発揮して利益をあげていける企業を応援していこうという平常時の施策に回帰したようにも感じられます。

いわゆる「コロナ融資」の返済も始まり、倒産件数も増えてきているとの情報もある中で、中小企業の皆様も、様々な施策を活用しながら、「価格転嫁の強力な推進」「生産性向上」「省力化投資」を図って持続的な成長・発展を維持していかなければならない状況にあります。

「価格転嫁の強力な推進」においては、近年の原油、鉄鋼、その他あらゆる素材の価格上昇が、製品やサービスの価格上昇につながっていることはご承知の通りかと思えます。「値決めは経営」と言われるように、価格は命です。相対的に立場の弱い中小企業が、上手に価格転嫁を行い、「粗利」を確保することが、収益力の維持につながります。

また、「生産性向上」や「省力化投資」については、本業としての商業・サービス・製造等のライン部門が最も重要なことは間違いありませんが、業務や経理事務等のスタッフ部門でもDX(デジタル・トランスフォーメーション)といわれる改革についても、情報を得て検討する余地がある企業様も多いことと思えます。当事務所でも、それらの情報についても随時ご提供させていただきたいと思っております。

年末になって、今年一年やり遂げた経営上のご努力について様々な成果が表れ、良い一年だったなと振り返れますよう、尾上会計事務所ならびに有限会社ユアブレーションは微力ながら応援させていただきます。何卒よろしくお願い申し上げます。



令和6年度税制改正の概要

P2

財務省は、令和6年度税制改正大綱が12月22日に閣議決定されたことを次のとおり公表しました。今回は「定額減税」「賃上げ促進税制」「交際費課税」などが注目を集めました。一方、「扶養控除」等は方向性のみ示され、結論は令和7年度改正に先送りされる異例のものとなりました。主なポイントは以下のとおりです。

【所得税・住民税】

○定率減税

納税者本人と配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の住民税1万円の定額減税が行われる。ただし所得制限があり、納税者本人の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。(給与のみの場合は年収2,000万円以下)

👉 6月の給料・賞与支給から対応するため、システム改修等の準備が必要となる。

👉 所得税は6月で引ききれない分は7月以降、順次減税。

👉 住民税は減税後の年税額を11等分して令和6年7月～令和7年5月に天引き。

【資産税】

○住宅取得資金贈与非課税制度の延長

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度が令和8年12月31日まで3年延長される。

👉 床面積要件：50㎡以上(合計所得金額1,000万円以下の受贈者は40㎡以上)

【法人税】

○賃上げ促進税制の強化

中小企業・個人事業者においては税額控除率最大45%(現行40%)に、3年間延長され更に5年間の繰越控除が新設(但し繰越控除をする年度は給与総額の前期比増加が要件)

適用時期は令和6年4月1日以後に開始する事業年度

👉 繰越控除の新設により、赤字の年度でも賃上げ促進税制への対応が必要となる。

○交際費課税の特例措置の拡充

交際費等の範囲から除外される飲食費の金額基準が1人当たり1万円以下(現行：5千円以下)に拡充。

令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用

👉 3月決算以外は新旧の基準が混在するので注意が必要。

👉 経費精算ルールの見直しを検討。

○中小企業者等の少額減価償却資産特例の延長

中小企業者等が30万円未満の少額の減価償却資産を取得した場合の取得価額の損金算入特例について、その適用期限が令和8年3月31日まで2年延長される。

○中小企業倒産防止共済の損金算入

解約して再契約した場合、解約日から2年以内は損金算入が制限される。

令和6年10月1日以後の解約について適用

※新たにハクシオンレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが☐に✓を入れご返信ください。

☐ 下記へ配信してください。

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名 _____

TEL _____

FAX _____



食中毒の原因と予防の原則

皆様は急に腹痛や下痢、嘔吐などの症状が出たことはありませんか。そんなときに疑われるもののなかに「食中毒」があります。食中毒は飲食店などでの食事だけでなく、家庭での食事でも発生しています。

家庭での食中毒は、症状が軽いことや、家族全員には症状が出ない場合もあるため、食中毒だと認識されないケースも少なくないようです。そこで、食中毒の原因と食中毒予防の原則をご紹介します。

食中毒の原因は「細菌」と「ウイルス」です。細菌（O157、サルモネラ属菌など）が原因となる食中毒は夏場（6月～8月）に多く発生し、ウイルス（ノロウイルスなど）が原因となる食中毒は冬場（11月～3月）に多く発生しています。食中毒予防の原則は、細菌の場合では「つけない・増やさない・やっつける」、ウイルスの場合では「持ち込まない・ひろげない・つけない・やっつける」となっています。ウイルスは食品中では増殖しないため「増やさない」が当てはまりません。ウイルスはごくわずかな汚染によって食中毒を起こしてしまうため、調理場内にウイルスを「持ち込まない」、仮に持ち込まれても「ひろげない」ことが大切です。

・細菌性食中毒予防の原則

（1）つけない＝洗う！分ける！

手にはさまざまな細菌が付着しています。調理を始める前などには必ず手を洗いましょう。

（2）増やさない＝低温で保存する！

10℃以下では増殖がゆっくりとなり食中毒のリスクを減少させることができます。

（3）やっつける＝加熱処理！

ほとんどの細菌やウイルスは加熱により死滅します。中心部を75℃で1分間以上が目安です。

・ウイルス性食中毒予防の原則

（1）持ち込まない＝健康状態の把握・管理！

日頃から健康管理や健康状態の把握を行い、嘔吐や下痢の症状がある場合などは調理を行わないようにしましょう。

（2）ひろげない＝手洗い、定期的な消毒・清掃！

ウイルスが調理場内に持ち込まれてしまっても、広がってしまわないように定期的に調理器具の洗浄と消毒を行いましょう。

嘔吐や下痢の症状は、原因物質を排除しようという体の防御反応です。食中毒の疑いがあるときは、自己判断で下痢止めなどの市販薬を服用するのは避けて、早めに医師の診断を受けましょう。

出典：政府広報オンライン（https://www.gov-online.go.jp/featured/201106_02/index.html）

（記事担当：佐々木）

※今後ハクシヨンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名 _____

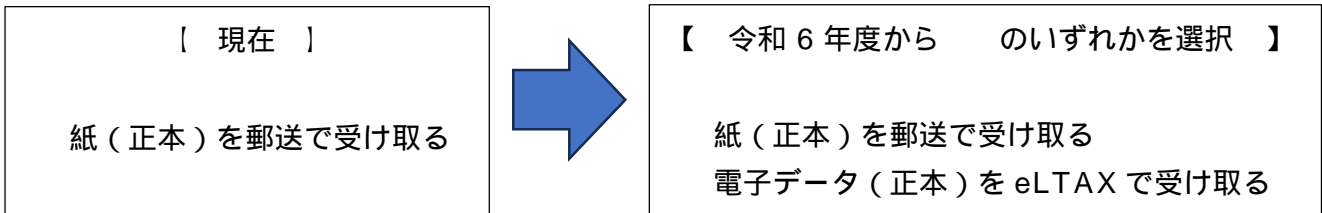
TEL _____

FAX _____



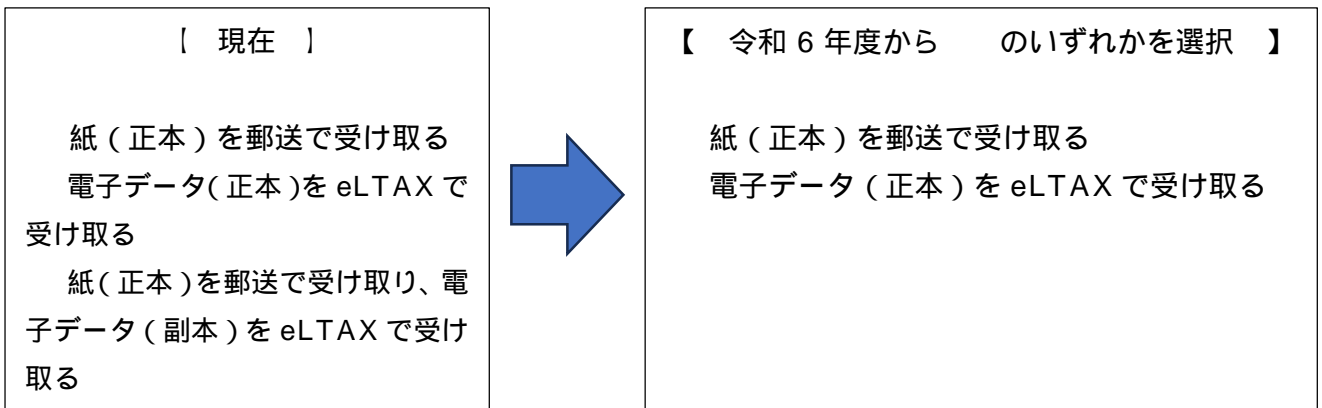
令和 6 年度から個人住民税の 特別徴収税額通知の受け取り方法が変わります！

1. 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データ（正本）での受取を開始します



電子データでの受取を選択できるようになります。
電子データでの受取のためには、従業員に電子的に配布するための体制が必要です。

2. 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子データ（副本）が廃止されます



「電子データ（副本）と紙（正本）」での受取はできなくなります。
「電子データ（正本）」又は「紙（正本）」どちらかでの受取になります。

（株）TKC の給与ソフトをご使用のお客様は特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子データ（正本）の受け取りは可能ですが、特別徴収税額通知（納税義務者用）は現状システム未対応のため 紙（正本）受け取りしか選択できません。

詳細は <https://www.eltax.lta.go.jp/news/08036/>

受取方法変更のお知らせリーフレット_2023 税通帳票ファイル等のサンプルデータ公開あり

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL _____

FAX 079-288-0997

FAX _____